

第 2 9 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 29 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 25 年 10 月 29 日（火） 14 時 00 分
2. 閉会時間 平成 25 年 10 月 29 日（火） 15 時 08 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 28 名
5. 欠席委員者の数 3 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条（耕作権設定）の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第 5 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 7 号議案 非農地証明願について
 - 第 8 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第 9 号議案 土地改良事業における換地計画同意願について
 - 第 10 号議案 土地改良事業に参加する資格について
- 報告事項 合意解約通知書について
農業改良等届出書について

14 時 00 開始

議長

只今より、第 29 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番委員、・・・番委員、・・・番委員、

は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、31名中28名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番委員、・・・番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番から2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

1番の使用貸人は、後継者に 経営移譲するための申請です。

耕作面積は、8,567平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、耕運機1台などの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の使用貸人は、お孫さんの後継者に経営移譲するための申請です。

耕作面積は、43,876平方メートルで、農機具は、ホイルローダー1台、コーンハーベスター1台、フォーレッジハーベスター1台などの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、2番の使用借人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

2番の使用借人は、酪農家で7年の農作業歴があります。

母、祖父、祖母の4人で酪農業を営んでおり、乳牛52頭肥育、デントコーンを作付けし、通作距離は車で25分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての1番について、使用借人は農家で12年の農作業歴があり、使用貸人の父と母の3人で農業を営んでおります。

今回の申請は、父親が農業者年金を受給するため、親から子への経営移譲で、使用貸借による耕作権設定をするということで何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番から2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第１号議案の１番から２番の耕作権設定は許可することに決定します。

議長

次に、第２号議案 農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番から７番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

１番の譲受人は、田１筆９５平方メートル、畑６筆３，５０４平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は９，３２３平方メートルで、農機具は、トラクター１台、管理機１台、耕運機２台、動噴１台、軽トラック１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、１番の譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

１番の譲受人は、農家で１８年の農作業歴があります。

妻と２人で農業を営んでおり、レタス、オクラを作付けし、通作距離は車で２０分ということであり、問題なしと見て参りました。

次に、２番の譲受人は、後継者で、田６筆３，２１２平方メートル、畑１８筆１５，３９２平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は３０，１３０平方メートルで、農機具は、トラクター２台、管理機１台、トラック１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

３番の譲受人は、畑２筆１，１６９平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は２０，５４８平方メートルで、農機具は、トラクター１台、耕運機１台、トラック１台、動噴１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

４番の譲受人は、後継者で、畑４筆６，２０３平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は６，２０３平方メートルで、農機具は、トラクター１台、テラー１台、

トラック 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5 番の譲受人は、畑 1 筆 1, 1 4 6 平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は 6, 9 2 2 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、トラック 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、動噴 1 台、種まき機 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

6 番の譲受人は、畑 1 筆 9 0 1 平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は 1 9, 8 7 9 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台、消毒器 1 台、刈払機 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

7 番の譲受人は、畑 2 筆 5 9 9. 0 1 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は 1 4, 0 5 6. 0 1 平方メートルで、農機具は、耕運機 1 台、軽トラック 1 台、消毒器 1 台、刈払機 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番について、譲受人は、農家で 3 年の農作業暦があります。

父と母の 3 人で農業を営んでおり、水稻、人参、白菜、大根を作付し、通作距離は自宅から歩いて 1 0 分～ 2 0 分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

同じく、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 3 番について、譲受人は、農家で 2 3 年の農作業暦があります。

妻、父、母の 4 人で農業を営んでおり、人参、大根を作付し、通作距離は自宅から歩いて 1 分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

4 番について、譲受人は、農家で50年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、人参、バレイショを作付し、通作距離は車で5分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

5 番について、譲受人は、農家で40年の農作業暦があります。

妻と弟の3人で農業を営んでおり、水稻を作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

6 番について、譲受人は、農家で30年の農作業暦があります。

子と2人で農業を営んでおり、路地野菜を作付し、通作距離は歩いて5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

7 番について、譲受人は、農家で40年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、路地野菜と水稻を作付し、通作距離については、自宅の隣ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第2号議案の1番から7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番から7番の所有権移転は許可することに決定します。

議長

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番ですが、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は関連がありますので、同時に上程します。

なお、本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、^{じょせき}除斥の必要がありますので、・・・番委員の退場を求めます。

(委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は、平成25年8月19日付け長崎県指令25農地活第1305号で太陽光発電施設用地(2,282平方メートル)として許可がされていましたが、今回、隣接地の農地所有者との話し合いにより譲り受けることになり、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番申請地を含めるための計画変更申請です

申請地2,450平方メートルに、太陽光発電施設(1,632平方メートル、250kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更1番及び第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番の申請地は・・・町の一角にあり、南側は農地、北側、西側、東側3方はすべて許可済み地で今回の第3号議案 農地法第4条の規定による計画変更申請分となっております。

現状のまま利用し、フェンスを設置し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番及び第6号議案1番について、ご意見等はありません。

ませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番及び第6号議案1番は、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・番委員の入場を求めます。

（委員 入場）

委員に関する案件は、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番ですが、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は、平成24年5月22日付け長崎県指令24農地活第1107号で一般住宅建設用地として許可されていましたが、造成工事に取りかかり、入口付近の電柱移設を行う際、近隣者より苦情があり住宅建設を断念したため、計画を変更したいとの申請で、変更後の計画は、申請地及び隣接する宅地2筆と一体に太陽光発電施設（273.04平方メートル、33.15kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域で、住宅が連たんしているため、第3種農地と判断しています

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による計画変更1番及び第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、申請地は・・町の一角にあり、北側は使用貸人の宅地、東側及び西側は水路を挟んで宅地、南側は宅地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番及び第6号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番及び第6号議案の2番は、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の2番ですが、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番は、関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は、平成20年7月17日付け長崎県指令20島振農第3056号で、借家建設用地として許可されていましたが、市街地に借家が増えたので市街地から離れている申請地は需要が低くなったため、計画を変更したいとの申請で、変更後の計画は、申請地及び隣接する宅地等5筆と一体に太陽光発電施設(1,670.41平方メートル、150.48kw)を設置したいとの申請です

申請地は、都市計画区域内の第一種居住地域で、第3種農地と判断しています
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、北側及び東側は農地、南側は里道を挟んで農地、西側は道路を挟んで申請人所有宅地となっております。

雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番及び第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番及び第5号議案の1番は、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の2番及び第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は、申請地936.16平方メートルに、太陽光発電施設(440.89平方メートル、68.25kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の土地区画整理事業施行済区域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請2番について、北側は申請者の太陽光発電施設、東側及び南側は道路を挟んで農地、西側は第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番の農地となっております。

雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は、申請地664.30平方メートルを貸駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、申請地は、北側は道路を挟んで市

営住宅、東側は宅地、南側は道路を挟んで宅地、西側は山林となっております。

雨水は側溝を通じ道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の申請人は、申請地1, 171平方メートルに、太陽光発電施設(341.96平方メートル、49.98kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、申請地は、北側は申請者の農地、東側、南側及び西側は農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の譲受人は、申請地1筆369.94平方メートルを譲り受け、太陽光発電施設(150.19平方メートル、23.25kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の土地区画整理事業施行済区域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、申請地は、北側は農地、東側は第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請2番の農地、申請者の太陽光発電施設、南側は道路を挟んで農地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の3番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

4番の譲受人は、申請地1筆1, 867平方メートルを譲り受け、宅地4区画を造成し分譲したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

農地法第5条の規定による許可申請について、4番の申請地は、北側は里道、水路を挟んで農地、東側は水路をはさんで農地、南側及び西側は農地となっております。

雨水は宅地への通路側溝を通じ道路側溝へ、住宅建築後の汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の4番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の譲受人は、申請地2筆358平方メートルを譲り受け、木造2階建の住宅、延床面積149.79平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、5番の申請地は、北側、東側及び西側は宅地、南側は農地となっております。

雨水は溜桝を通じ道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 5 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 6 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

6 番の賃借人は、申請地 1 筆 2 9 3 平方メートルを借り受け、資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が 1 0 未満であることから、第 2 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について、6 番の申請地は、北側及び西側は賃貸人の宅地、東側は宅地、南側は道路を挟んで農地となっております。

雨水は既存の側溝を通じ水路へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 6 号議案の 6 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、6 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 6 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 7 番を上程します。

なお、本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、^{じょせき}除斥の必要がありますので、・・・番委員の退場を求めます。

(委員 退場)
事務局の説明を求めます。

事務局

7番の譲受人は、申請地1筆481平方メートルを譲り受け、太陽光発電施設(199.89平方メートル、29.76kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、7番の申請地は、北側は道路を挟んで譲渡人の宅地、東側は譲渡人の太陽光発電施設、南側は農地、西側は譲渡人の農地となっております。

雨水は既存の側溝を通じ水路へ放流するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・番委員の入場を求めます。

(委員 入場)

委員に関する案件は、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

8番の使用借人は、申請地1筆455平方メートルを借り受け、木造2階建住宅、延床面積159.59平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

8番の申請地は、北側は宅地、東側は農地、南側は使用貸人の農地、西側は使用貸人の宅地となっております。

雨水は溜桝を通じ道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

9番の譲受人は、申請地1筆499平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅、延床面積171.42平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、9番の申請地は、北側は道路を挟んで宅地、東側は宅地、南側は譲渡人の農地、西側は南側農地の入り口を挟んで農地となっております。

雨水は溜桝を通じ道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、9番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の10番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

10番の使用借人は、申請地1筆443平方メートルを借り受け、木造平家建住宅、延床面積83.00平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、10番の申請地は、北側は使用貸人の宅地、東側は使用貸人の農地、南側は農地、西側は道路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の10番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、10番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の10番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地27平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和63年月日不詳頃より宅地と

なっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、北側は申請者の宅地、東側は農地、西側は道路を挟んで農地、南側は道路を挟んで川となっております。

建物は、取り壊されていますが、20年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地69平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和45年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、北側は農地、東側及び南側は道路を挟んで宅地、西側は申請者の宅地となっております。

現状を見ると20年以上経過したと思われる農舎が建っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地365平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第7号議案 非農地証明願い3番について、申出地は、北側は水路を挟んで宅地、東側は宅地、南側及び西側は申請者の宅地となっております。

現在、建物は取り壊されていますが、20年以上経過したと思われる住宅及び農舎跡があり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の3番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の4番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

申出地6. 61平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和年月日不詳頃より宅地と
なっているとのことです。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、北側は道路を挟んで農地、東側は山林、南側及び西側は宅地となっております。
現状を見ると鶏舎の敷地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なし
と見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の4番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の5番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地2.54平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、平成2年8月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、北側は申請者の農地、東側は道路を挟んで宅地、南側及び西側は宅地となっております。

現状を見ると宅地の入り口として20年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の6番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地４２平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成３年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、周りを申請者の建設事務所及び倉庫に囲まれております。

現状を見ると倉庫の敷地の一部として２０年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第７号議案の６番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、６番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第７号議案の６番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第７号議案 非農地証明願の７番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地９０２平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成４年１１月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第7号議案 非農地証明願について、申出地は、北側は申請者の宅地、東側は道路を挟んで宅地、南側は農地及び宅地、西側は道路を挟んで農地となっております。

現状を見ると宅地として20年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、7番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の7番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の8番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地1, 337平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和55年4月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第7号議案 非農地証明願について、8番の申出地は、北側及び東側は農地、南側は宅地、西側は申請者の宅地となっております。

現状を見ると豚舎として20年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、8番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の8番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案 非農地証明願の9番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地169平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成4年月日不詳頃より宅地と
なっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第7号議案 非農地証明願について、9番の申出地は、北側及び東側は申請者の宅地、南側及び西側は農地となっております。

現状を見ると宅地内の家庭菜園として20年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、9番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の9番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第8号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、^{じよせき}除斥の必要がありますので、・・・番義光委員、・・・番委員の退場を求めます。

(委員、委員 退場)
事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、10ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6件	24筆	28,886㎡
耕作権の再設定	5件	13筆	8,414㎡
合 計	11件	37筆	37,300㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、12ページに記載のとおりで、
2件 2筆 3,095㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第８号議案は承認することに決定します。

・・・番委員、・・・番委員の入場を求めます。

（委員、委員 入場）

・・・番委員、・・・番委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第９号議案 土地改良事業における換地計画同意願いを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

下辻地区（１工区）において、土地改良法による換地計画を別添のとおり定めたので、土地改良法第９６条の４において準用する同法第５２条第８項の定めにより、農業委員会の同意を求めるための申請です。

土地改良区は当該土地改良事業の施行に係る地域で換地計画を定めた場合は県知事の許可を受けなければならない（土地改良法第５２条第１項）となっており、その許可申請には農業委員会の同意が必要（土地改良法第５２条第８項）となったため、今回の申請となっています。

資料は別添①第９号議案をご覧ください。

下辻地区は湯江地区にあり、関係者数３２件、筆数１５７筆が８１筆、面積が５９，５１２平方メートルとなっています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第９号議案について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第9号議案は同意することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第9号議案 土地改良事業における換地計画については同意することに決定します。

次に、第10号議案 土地改良事業に参加する資格について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

三会原第2地区農地整備事業（農業用排水施設工種）の計画変更に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できるのは、その土地の所有者又は所有権以外の権原で耕作等を行っている者（土地改良法第3条第1項及び同条第2項）となっており、今回の申請となっています。

資料は別添②第10号議案をご覧ください。

三会原第2地区農地整備事業（農業用排水施設工種）の計画変更に伴い、区画整理及び畑かん、から区画整理のみへ、区画整理のみから区画整理及び畑かんへの変更があったため、再度、農業委員会の証明が必要になったとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第10号議案について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第10号議案は証明することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第10号議案 土地改良事業に参加する資格については証明書を発行することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集14ページをご覧ください。

農地法第18条の合意解約通知書については、
3件 5筆 7, 230㎡の届けがありました。

次に、議案集15ページをご覧ください。

農地改良等届については、
1件 2筆 1, 178㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第29回島原市農業委員会総会を閉会します。

15時08分